

船舶事故調査報告書

平成23年7月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年2月9日 09時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市西区小呂島 ^{おろの} 北西方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位328° 11.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 01.5′ 東経129° 54.8′）
事故調査の経過	平成23年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十二 ^{しんとう} 新東丸、280トン YG1-563（漁船登録番号）、新洋漁業株式会社（A社） 44.73m（Lr）×8.60m×3.98m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数640、昭和59年5月 B 漁船 祐幸丸 ^{ゆうこう} 、19トン FO2-6364（漁船登録番号）、個人所有 18.63m（Lr）×4.40m×1.84m、FRP ディーゼル機関、603kW（漁船法馬力数）、昭和63年12月27日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成8年7月4日 免状交付年月日 平成18年7月19日 免状有効期間満了日 平成23年8月13日 甲板員A 男性 59歳 海技免状等 なし（甲板部航海当直部員の証印受有） B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月11日 免許証交付日 平成22年1月8日 （平成27年2月14日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷船首外板擦過傷、手すり曲損 B 右舷中央外板破口、船橋構造物損傷、機関室浸水
事故の経過	A船は、まき網船団の運搬船で、船長Aほか7人が乗り組み、甲板員A

	<p>が、平成23年2月9日08時00分ごろ単独の船橋当直に就き、小呂島北西方沖を針路約170°（真方位、以下同じ。）及び速力約11ノット（kn）で佐賀県唐津市唐津漁港に向けて航行した。</p> <p>甲板員Aは、手動操舵を行いながら南進中、6Mレンジとしたレーダーで左舷前方約2～3Mに約2～3隻の船舶を探知し、目視でも一見したが、その後は趣味のことに思いを巡らせ、見張りを行っていなかったため、左舷側から接近していたB船に気付かなかった。</p> <p>甲板員Aは、至近に接近したB船に初めて気づき、左舵一杯としたが、09時00分ごろ、小呂島北西方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、船長Bが、単独で操船に当たり、乗組員3人を船尾甲板での投縄作業に当たらせ、B船のほか僚船5隻が約0.7～0.8Mの間隔でほぼ横一列に並び、B船が6隻のうちの最も北側に位置してふぐ延縄の投縄を始め、針路約270°及び約6.5～7knの速力で航行した。</p> <p>船長Bは、左舷側にいた僚船の進路の確認や船間距離を保つことにのみ注意を向け、右舷側の見張りを行っていなかったため、右舷側から接近していたA船に気付かずに投縄を続けた。</p> <p>船長Bは、至近に接近したA船に初めて気づき、左舵一杯としたが、A船とB船が衝突した。</p> <p>船長Bは、携帯電話で海上保安庁に118番通報を行った。</p> <p>B船は、浸水したので排水しながら僚船の支援を得て福岡市玄界漁港へ入港し、A船は、自力で福岡市博多港に入港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約2m</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、9日06時45分ごろ漁獲物の積込みを終えて航行を開始し、船長を除く乗組員4人が2時間交替で船橋当直を行い、甲板員Aが、08時00分ごろ単独の船橋当直に就いた。また、船長Aは、いつも在橋するようにはしていたが、本事故当時は、07時40分ごろに船橋を離れて食堂で朝食をとっていた。</p> <p>A船は、レーダー2台を作動させていた。 B船は、レーダーを3Mレンジとして作動させていた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1525 815 1570">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1525 1457 1570">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1570 815 1615">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1570 1457 1615">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1615 815 1659">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1615 1457 1659">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1659 815 2078">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1659 1457 2078"> <p>A船は、小呂島北西方沖を南進中、甲板員Aが、左舷前方に約2～3隻の船舶を認めたものの、その後は趣味のことに思いを巡らせ、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近していたB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小呂島北西方沖を西進しながら投縄中、船長Bが、左舷側にいた僚船の動向に注意を向け、右舷側の適切な見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近していたA船に気付か</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、小呂島北西方沖を南進中、甲板員Aが、左舷前方に約2～3隻の船舶を認めたものの、その後は趣味のことに思いを巡らせ、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近していたB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小呂島北西方沖を西進しながら投縄中、船長Bが、左舷側にいた僚船の動向に注意を向け、右舷側の適切な見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近していたA船に気付か</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、小呂島北西方沖を南進中、甲板員Aが、左舷前方に約2～3隻の船舶を認めたものの、その後は趣味のことに思いを巡らせ、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近していたB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小呂島北西方沖を西進しながら投縄中、船長Bが、左舷側にいた僚船の動向に注意を向け、右舷側の適切な見張りを行っていなかったことから、右舷側から接近していたA船に気付か</p>								

	ずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、小呂島北西方沖において、A船が南進中、B船が西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 <p>本事故後、A船の船舶所有者は、次の改善措置をとった。</p> <p>A社所属船舶の乗組員に対し、航行中の見張りを厳重に行うように指導した。</p>